

◎新潟県告示第553号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成29年4月21日

新潟県知事 米 山 隆 一

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
特別養護老人ホーム 二の丸	新発田市大手町4丁目5番29号	H29.3.31
小規模多機能型居宅介護事業所 奥阿賀 大輪の里	東蒲原郡阿賀町鹿瀬11603番地	H29.3.1